

平成30年度第10回

東京都私立学校審議会（第783回）

平成31年2月18日（月）

都庁第一本庁舎42階 北側特別会議室A

午後 3 時00分開会

○近藤会長 それでは、ただいまから平成30年度第10回「東京都私立学校審議会」を開催いたします。

初めに、本日の出席委員について、事務局から報告を願います。

○私学行政課長 本日の出席委員は、委員20名のうち18名でございます。開会定足数は11名でございますので、本審議会が有効に成立しておりますことをご報告申し上げます。

○近藤会長 ただいま、事務局から報告がありましたとおり、当審議会運営細則第6条により、本会は有効に成立しております。

次に、会議の公開については、当審議会運営細則第7条により、審議会は原則として公開としておりますが、本日の議題は認可に関する議案のみのため、審議は非公開となります。

それでは、本日の議案の審議に入らせていただきます。

まず、今回の新たな諮問について、事務局から説明願います。

○私学部長 本日諮問させていただく案件は、お手元に配布しております7件でございます。

それでは、諮問文を朗読させていただきます。

私立学校法第8条第1項及び第31条第2項の規定により、下記事案について、貴審議会の意見を求める。

平成31年2月18日付け、東京都知事名。

記、1、東京国際フランス学園の収容定員に係る学則変更認可について、北区、ほか6件。

以上でございます。

詳細につきましては、担当職員からそれぞれご説明させていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○近藤会長 本日の議案は、既に諮問されている案件3件と、ただいま説明のありました新たに諮問される案件7件でございます。

各案件につきまして部会の審議状況を事務局から報告願います。

○私学行政課長 本日議題となっております議案のうち、次回に継続いたしますものを除く議案第1号から議案第4号につきましては、各部会におきまして了承されておりますことをご報告申し上げます。

○近藤会長 それでは初めに、既に諮問されている案件について審議いたします。

議案第1号は、帝京平成大学附属日本語学校の設置認可でございます。

本案件につきましては部会調査をお願いしておりましたので、第一部会の平野委員から調査結果につきまして説明を願います。

○平野委員 それでは、議案第1号につきましてご説明いたします。

本案件は、帝京平成大学附属日本語学校の設置認可についてでございます。

平成31年2月4日、三宅主査及び東京都私学部の担当職員と私で第一部会の部会調査を実施いたしました。部会調査の際、学校法人帝京平成大学から学校設置の目的、趣旨などについてお聞きし、その意義を十分に認識していることを確認いたしました。

また、校舎、施設、設備などについては、各種学校教育を行うための基準を充足しておりました。

調査結果は以上のとおりでございますが、設置者に対する要望、注意事項として、次の3点を伝えてまいりました。

1つ目は、学校教育法、各種学校規程等の関係法令の遵守を徹底し、適正な学校運営及び教育活動を行っていただきたいこと。

2つ目は、外国人留学生の生徒募集については適切かつ計画的に行い、質の良い生徒の確保、定員の遵守に努めること。また、生徒管理についても適切かつ着実にいき、安定した学校の経営及び運営を行っていただきたいこと。

3つ目は、生徒の教育に責任を持って学校の目指す教育を実現し、着実な教育成果をあげるためにふさわしいカリキュラムや施設、設備を用意するなど、教育内容及びインターンシップ、地域交流など教育環境の一層の向上に努めていただき、学校としての魅力を高めていただきたいこと。

申請内容については、認可基準を満たしていることから、認可を適当と認める旨の答申を行うことは問題なかろうと思っております。

部会調査結果報告については以上でございますが、詳細につきましては事務局から説明いたします。

○私学行政課長 それでは、議案第1号につきましてご説明いたします。

本案件は、学校法人帝京平成大学から申請がありました、帝京平成大学附属日本語学校の設置認可でございます。

本案件は学校の新規設置ですが、既存の建物の活用により基準を満たす校舎があることから、1段階審査をとるものです。

それでは、設置要項に基づきましてご説明いたします。

学校の目的は、要項1に記載のとおり、本校は、学校教育法及び建学の精神に基づき、外国人に対する日本語教育を行い、国際的視野に立って日本国の発展に貢献できる有為な人材を養成することを目的とする、でございます。

学校の名称及び位置は、要項2から3に記載のとおりです。

開設の時期は、平成31年10月1日を予定しております。

経費の見積もり及び維持の方法は要項5に記載のとおりです。

設置者は学校法人帝京平成大学で、理事長は沖永佳史氏、校長は内田俊也氏を予定しております。

課程・学科別修業年限及び生徒定員につきましては、要項8に記載のとおり、午前に修業年限1年6か月、入学定員40名の進学課程1年6か月コース。午後に修業年限2年、入学定員60名の進学課程2年0か月コースを設置いたします。合計の入学定員は100名、総定員は100名です。

主要教科名は要項9に記載のとおりです。

教職員組織、校地、校舎、校具・教具及び図書につきましては、それぞれ要項10から13に記載のとおり、設置基準を充足しております。

予算概要及び付近の状況は、それぞれ要項14及び15に記載のとおりです。

備考欄には学校法人及び同法人設置校の認可年月日を記載してあります。

以上で、議案第1号の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○近藤会長 ありがとうございます。

何かご質問はございませんでしょうか。

どうぞ。

○町山委員 定員のところなのですが、修業年限が2年で、入学定員と総定員が同じというのは。

○議案担当者 隔年募集としておりますので、2年0か月コースにつきましても、60名が一度にまず入学し、2年間の学びを経て卒業する。そして、また次の年度に新しい60名を入れるという形になっております。

○町山委員 はい。

○近藤会長 よろしいですか。

ほかにございますか。

それでは、議案第1号につきましては、その認可を適当と認める旨、答申いたします。

次に、議案第2号及び議案第3号は、学校法人慶性寺学園の寄附行為認可及び慶松幼稚園の設置者変更認可でございます。本案件につきましては、部会調査をお願いしておりましたので、第二部会の町山委員から調査結果につきまして説明を願います。

○町山委員 それでは、議案第2号及び第3号につきましてご説明いたします。

本案件は、町田市所在の慶松幼稚園の設置者を、宗教法人慶性寺から学校法人慶性寺学園に変更するものです。

去る1月30日、友松委員、私学部及び町田市の担当職員と私とで部会調査を実施しました。

慶松幼稚園は昭和42年以来50年以上の間、次代を担う幼児教育の重要性を深く認識し、地域に根ざした幼稚園として住民に受け入れられてきました。教育については子供の心と体の豊かさの養成を重視しているとのこと。また、園舎、運動場等の施設設備についても、設置基準を充足しておりました。

調査結果については以上のとおりですが、その際、3点ほどの要望をしましてまいりました。

1つ目は、学校法人として、学校教育法、私立学校及び私立学校振興助成法等の教育関係法令を遵守し、また、法人の定める寄附行為に基づき、適正かつ安定的な法人運営に努めていただきたいこと。

2つ目は、公教育の一翼を担う私立学校として、幼稚園教育要領を踏まえ、園の教育の特色を大切にされた教育内容のさらなる向上に尽力いただきたいこと。

3つ目は、幼稚園の施設、設備については、幼稚園設置基準における諸条件を維持し、積極的に保育環境の充実を図っていただきたいことを要望しました。

申請内容については、認可基準を満たしていることから、認可を適当と認める旨の答申を行うことは問題なかろうと思います。

なお、詳細につきましては、事務局から説明いたします。

○私学行政課長 それでは、議案第2号及び議案第3号について御説明申し上げます。

これは、町田市所在の慶松幼稚園の設置者を学校法人慶性寺学園に変更するものです。

それでは、要項に基づきまして、初めに、学校法人慶性寺学園の寄附行為認可について御説明いたします。議案第2号をごらんください。

名称は、学校法人慶性寺学園で、事務所の所在地及び目的はそれぞれ要項2及び3に記載の

とおりでございます。設置する幼稚園名は慶松幼稚園でございます。役員につきましては、その配偶者または三親等以内の親族は一人も含まれておりません。監事につきましては、当法人の理事、評議員または職員と兼ねている者は一人も含まれておりません。資産等につきましては、要項7から9に記載のとおりで、学校法人化の要件を満たしております。

続きまして、議案第3号、慶松幼稚園設置者変更要項をごらんください。

学校の目的、名称、位置はそれぞれ要項1から3に記載のとおりでございます。変更の時期は平成31年4月1日を予定しております。

変更の理由は、教育条件の維持向上を図り、さらにその公共性を一層高める為、学校法人慶性寺学園を設立するものでございます。

新設置者は学校法人慶性寺学園。設立代表者は小林司氏。園長も同じく小林司氏でございます。

経費の見積り及び維持の方法は、要項8に記載のとおりでございます。

また、要項9にありますとおり、園地、園舎、運動場、教職員等につきましては、いずれも設置基準を充足しております。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○近藤会長 ありがとうございます。

何かご質問はございませんでしょうか。よろしいですか。

それでは、議案第2号及び議案第3号につきましては、その認可を適当と認める旨、答申いたします。

次に、今回新たに諮問されている案件について審議することといたします。

専修各種学校関係の案件でございます。議案第4号は各種学校の収容定員に係る学則変更認可についてでございます。

それでは、事務局より説明を願います。

○事務局 それでは、議案第4号、東京国際フランス学園の収容定員に係る学則変更認可についてご説明いたします。

東京国際フランス学園は、各種学校として平成17年12月20日に設置認可を受けた学校ですが、このたび収容定員の増員に係る学則変更認可の申請をしてきたものです。

それでは、要項に基づきましてご説明いたします。

学校の名称及び位置は要項1及び2に記載のとおりです。

変更の時期は平成31年9月1日を予定しております。

変更の理由は、入学志願者数の増加に対応するため、収容定員を変更するものでございます。

設置者は、学校法人東京国際フランス学園で、理事長はクリストフ・ブシャール氏、校長はフィリップ・エクセルマンズ氏です。

経費の見積り及び維持の方法は要項7に記載のとおりです。

学科別修業年限及び生徒定員は要項8に記載のとおりで、初等教育科の定員を480名から575名へ、中等教育科の定員を240名から325名へ、高等教育科の定員を180名から225名へ増員しております。これにより、総定員は1,170名から1,395名となります。

校地、校舎、教職員組織につきましては、要項9から11に記載のとおり、設置要件及び基準を充足しております。

備考欄には各種学校の認可年月日を記載しておりますので、参考にごらんください。

以上で議案第4号の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○近藤会長 ありがとうございます。

何かご質問はございませんでしょうか。よろしいですか。

それでは、議案第4号につきましては、その認可を適当と認める旨、答申いたします。

次に、今回、諮問のみで継続審議とする案件でございます。議案第5号及び議案第6号は、学校法人の寄附行為認可及び幼稚園の設置者変更認可。議案第7号から議案第10号は学校法人の寄附行為認可並びに幼稚園の設置者変更及び収容定員に係る園則認可でございます。議案第5号から議案第10号は第二部会の所管でございますので、部会の委員の皆様には部会調査をお願いいたします。

以上で本日の案件についての審議を終了いたします。

最後に、審議会日程についてでございます。次回3月の開催日は、18日月曜日を予定しております。会場は開催案内にて改めて事務局から通知させていただきます。

それでは、これもちまして本日の東京都私立学校審議会を終了させていただきます。ありがとうございました。

午後3時14分閉会